

「半田市水道事業
経営戦略」改定のため
ご意見を募集します



経営戦略とは、将来にわたって安定的に水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

計画名称

半田市水道事業経営戦略(改定版)

閲覧および意見募集期間

8月1日(金)～31日(日)

閲覧場所

市役所(1階意見募集コーナー、2階上水道課)、瀧上工業雁宿ホール、市民交流センター、図書館・博物館、公民館(有脇、亀崎、乙川、上池、岩滑、板山、成岩、神戸)、乙川交流センターニコパル

※市ホームページでも閲覧可

意見の提出方法

意見を所定の様式に記入し、右記閲覧場所の投函箱へ提出、市ホームページへ入力または郵便・FAX・Eメールで提出してください。

※意見提出様式は、市ホームページおよび右記閲覧場所にあります。

〒475-8666(住所不要)

上水道課

FAX 26-4074

問い合わせ 上水道課 ☎84-0680

「はんだ子育て応援ハンドブック」を半田市と協働して発行しませんか



半田市の出産や子育てに関する施策や施設、相談窓口などを掲載した情報誌「はんだ子育て応援ハンドブック(令和8～10年度版)」を、企業等の広告掲載費を活用し、半田市と協働して発行する「官民協働発行事業」の協働事業者を募集します。

申込期限

参加表明書の提出期限

8月22日(金)

企画提案書等の提出期限

9月5日(金)

※公募要領、仕様書等の詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ

子育て支援センター

☎22-4188



▲2025年度版

定額減税不足額給付金のお知らせ

【問い合わせ】定額減税不足額給付金事業実施本部 ☎84-0600

※8月4日(月)以前の問い合わせは税務課(☎84-0620)へ

ページ番号 1010068



半田市では、令和6年8月から10月に、定額減税しきれないと見込まれる方へ調整給付事業を実施しました。調整給付は、令和5年の課税情報にもとづいて算定したため、令和6年分所得税や定額減税の実績額等が確定したことにより、調整給付に不足が生じた方などに不足額給付を支給します。

不足額給付の支給対象となる方には、8月上旬から「お知らせ通知」または「確認書」を順次送付します。

対象者・支給額 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

1 令和6年分所得税および定額減税の実績等にもとづき、支給額を改めて算出した結果、調整給付の算定額との間に不足が生じた方

支給額 調整給付(算定額)との差額を1万円単位で切り上げた額

2 本人および扶養親族等として、定額減税や低所得世帯向け給付のいずれも対象とならなかった方(青色事業専従者、事業専従者(白色)の方など)

支給額 原則4万円 ※前年度の課税状況により1万円または3万円となる場合があります。

申請・給付方法

◇令和6年度定額減税に伴う調整給付を受給済の方

8月上旬に「お知らせ通知」を送付し、9月上旬に口座振込を行う予定です。

口座番号等に変更がない場合は手続き不要です。

◇対象者のうち、上記以外の方

8月上旬に「確認書」を送付します。案内を確認のうえ、オンラインまたは郵送にて**10月31日(金)までに申請してください。**

審査後、おおむね1か月以内に指定の口座へ振り込みます。